

地方消費税交付金(社会保障財源化分)が充てられる社会保障施策に要する経費

平成26年4月1日より消費税率が5%から8%へ引き上げられたことに伴い、地方消費税交付金の増収分については、その用途を明確化し、社会保障施策に要する経費に充てるものとされています。

令和元年度佐呂間町一般会計予算における社会保障施策関連経費への充当状況については、下記のとおりです。

【歳入】 地方消費税交付金(社会保障財源化分) 44,000 千円

【歳出】 地方消費税交付金(社会保障財源化分)が充てられる社会保障施策に要する経費
743,119 千円

(単位:千円)

区分	目的別	令和元年度 予算額	財 源 内 訳					一 般 財 源	
			特 定 財 源				国庫支出金	一 般 財 源	
			国庫支出金	道支出金	地方債	その他		うち地方消費税交付金 (社会保障財源化分)	
民 生 費	社会福祉費	351,237	97,275	53,563		7,836	192,563	19,825	
	老人福祉費	45,136		481	11,100	12,812	20,743	2,136	
	児童福祉費	108,407	44,380	11,286		5,098	47,643	4,905	
	小 計	504,780	141,655	65,330	11,100	25,746	260,949	26,866	
衛 生 費	保健衛生費	238,339	111	2,607	8,600	60,601	166,420	17,134	
合 計		743,119	141,766	67,937	19,700	86,347	427,369	44,000	

※経費区分については、令和元年度当初予算の予算科目(款、項)で分別しています。

※地方消費税交付金(社会保障財源化分)は、各目的別に要する一般財源の比率に応じて按分して充当しています。